
第4節 災害緊急事態

関係機関	各課・室共通
------	--------

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。